

平成28年1月15日

加古川市上下水道事業管理者
山本 英樹 様

加古川市下水道運営審議会
会長 田端 和彦



下水道事業受益者負担金について（答申）

平成27年12月24日付け加水経1854号で加古川市上下水道事業管理者から諮問のあった標記のことについて、平成27年12月24日開催の平成27年度第1回加古川市下水道運営審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問

加古川市公共下水道区域（排水区域）の事業計画変更による区域の追加に伴う下水道事業受益者負担金について

2 答申

事業計画変更により今後県の同意（認可）を受ける予定区域については、「加古川市下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく受益者負担金の単位負担金額を以下の金額とすることが妥当であるとの結論を得た。

下水道事業受益者負担金の単位負担金額 1㎡あたり303円

3 理由

上記区域に対し、算出根拠から求めた単位負担金額は317（円/㎡）であるが、現在市街化調整区域において認可を受け事業を進めている区域との整合性がとれ、また隣接している地域との公平性の観点から同額の303（円/㎡）とすることが妥当であると判断したため。

以上

加水経第 1854 号
平成 27 年 12 月 24 日

加古川市下水道運営審議会 会長 様

加古川市上下水道事業管理者
山 本 英 樹



下水道事業受益者負担金について（諮問）

加古川市公共下水道区域（排水区域）については、平成 27 年 3 月 20 日付で都市計画変更を行い、区域の縮小を実施いたしました。この見直した区域のうち、県の同意がとれていない事業計画区域について、現在変更手続きを進めています。

つきましては、加古川市下水道運営審議会規程の規定により、事業計画変更による区域の追加に伴う下水道事業受益者負担金について、貴審議会に諮問いたします。